

六十 第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(設備の廃棄等の範囲)</p> <p>66の12 - 1 措置法第66条の12第1項に規定する設備の廃棄等には、基本通達7 - 7 - 2による除却損の計上が含まれるものとする。</p> <p>(総合償却資産の直前の帳簿価額)</p> <p>66の12 - 2 .....措置法令第39条の23第2項.....基本通達7 - 7 - 3から7 - 7 - 4の2まで.....</p> <p>(法人と実質的に同一の者と認められるもの)</p> <p>66の12 - 4 ..... .....例えば、国内に支店、工場その他の営業所を設置して事業を行っていた法第2条第4号に規定する外国法人が新たに設立した内国法人に当該事業の全部又は一部を引き継いだ場合における当該外国法人が含まれることに留意する。</p>	<p>(設備の廃棄等の範囲)</p> <p>66の12 - 1 措置法第66条の12第1項に規定する設備の廃棄又は同条第2項に規定する設備の廃棄等には、基本通達7 - 7 - 2による除却損の計上が含まれるものとする。</p> <p>(総合償却資産の直前の帳簿価額)</p> <p>66の12 - 2 .....措置法令第39条の23第3項又は第5項..... .....基本通達7 - 7 - 2の2から7 - 7 - 4の2まで.....</p> <p>(法人と実質的に同一の者と認められるもの)</p> <p>66の12 - 4 ..... .....例えば次に掲げるような法人が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 法人が法第51条に規定する現物出資により新たに設立した内国法人に当該法人の行っていた事業の全部又は一部を引き継いだ場合における当該法人</p> <p>(2) 国内に支店、工場その他の営業所を設置して事業を行っていた法第2条第4号に規定する外国法人が新たに設立した内国法人に当該事業の全部又は一部を引き継いだ場合における当該外国法人</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(欠損金の繰越の順序)</p> <p>66の12 - 5 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄等による欠損金額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)による改正前の措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄による欠損金額</p> <p>(適格合併等が行われた場合の設備廃棄等に係る欠損金額の引継ぎ等)</p> <p>66の12 - 6 基本通達12 - 1 - 2 から12 - 1 - 5 までの取扱いは、措置法第66条の12第4項及び第5項並びに措置法第66条の13第6項及び第7項の規定の適用について準用する。</p>	<p>(欠損金の繰越の順序)</p> <p>66の12 - 5 .....</p> <p>(1) <u>租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17号)による改正前の措置法第63条の2第5項に規定する欠損金額とみなされた金額</u></p> <p>(2) .....</p> <p>(3) <u>措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄による欠損金額又は同条第2項に規定する設備廃棄等による欠損金額</u></p> <p>(新設)</p>